



区職員の懲戒処分について

と き 平成 28 年 5 月 20 日(金)発表

と ころ 練馬区役所(練馬区豊玉北 6 - 12 - 1)

練馬区では、地方公務員法に基づき、2 件の懲戒処分を行った。

【公表内容】

1 痴漢行為

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

地域文化部 主事(26 歳・男性) 停職 1 月

(2) 概要

当該職員は、平成 28 年 3 月 11 日(金)、通勤途中の電車内で、女性に対して、衣服の上から触る痴漢行為を行った。

その後、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(東京都条例、以下、「迷惑防止条例」という。)違反の容疑で、東京地方検察庁へ身柄を送致された。

なお、迷惑防止条例違反の容疑については、平成 28 年 3 月 25 日付けで不起訴処分となっている。

このことは、地方公務員法第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)および第 33 条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

2 公務中における交通事故

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

産業経済部 主事(31 歳・男性) 減給 1/10・1 月

(2) 概要

当該職員は、平成 27 年 1 月 21 日(水)、原動機付自転車(庁有車)を運転中、自転車と接触した。この事故により、相手方は左肘を骨折するとともに、自転車の一部が破損した。

このことは、地方公務員法第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)および第 33 条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

3 処分年月日

平成 28 年 5 月 13 日